

平成29年 第1回沼田町議会定例会 会議録

平成29年3月17日(金)

午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	渡 邊 敏 昭	議 員	1 番	高 田 勲	議 員
	2 番	津 川 均	議 員	3 番	大 沼 恒 雄	議 員
	4 番	小 峯 聡	議 員	5 番	久 保 元 宏	議 員
	6 番	長 原 誠	議 員	7 番	鶴 野 範 之	議 員
	8 番	杉 本 邦 雄	議 員	10 番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	金 平 嘉 則 君	監査委員	金 子 幸 保 君
教育長	吉 田 憲 司 君	農業委員会長	山 岡 禎 弘 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
(政策推進室次長	春 山 顕 一 君)	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 林 亮 太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第 1 1 号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号	沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号	沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号	町税条例等の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号	沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例の一部を改正する条例について
議案第 2 4 号	沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について
請 願 第 1 号	「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択をもとめる請願
請 願 第 2 号	「介護保険制度の見直しを求める意見書」の採択をもとめる請願
議案第 3 8 号	平成 2 8 年度沼田町一般会計補正予算について 閉会中の所管事務調査の申し出について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高田議員、2番、津川議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

(高田委員長登壇)

○委員長（高田勲委員長）それでは、予算等審査特別委員会の審査報告を致します。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。議題となっております、条例の制定・改正・廃止11件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。それではこれより、一括して採決いたします。お諮り致します。議題となっております、条例の制定・改正・廃止11件、予算案9件の議案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議案第11号。沼田町職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第１１号。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２９年３月１０日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由の説明を申し上げます。この条例は、虐待などを受ける家庭に対し、親元で暮らせない子供について、里親で養育推進などを柱とした児童福祉法の改正に伴う、町条例、早出、遅出勤務に係る既定の法令条項を改正するものでございます。施行日は平成２９年４月１日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第１１号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第４、議案第１２号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第１２号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２９年３月１０日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由の説明を申し上げます。この条例改正も、虐待を受けるなどして、親元で暮らせない子供について、里親家庭での養育推進などを柱とした児童福祉法の改正に伴う、町条例、育児休業法で定めるものの既定の法令条項の改正でございます。施行日は平成２９年４月１日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第13号。沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第13号。沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年3月10日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。今回の条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の情報提供ネットワークシステムの使用に関する規制の追加に伴い改正するものでございまして、改正準則に沿って、改正いたします。条例の施行日は平成29年5月30日であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決する事にご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第14号。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定

個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第14号。沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年3月10日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。今回の改正条例は、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の条文、情報提供の制限、第19条第8号が追加されたため、町条例1条及び5条で規定する法を1号繰り下げる改正でございます。条例の施行日は平成29年5月30日であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）ちょっと中身がなかなかわからないんで、ちょっと聞くんですけど、マイナンバーをどうするのか具体的に、マイナンバーのね、まだ、ほとんどの人に行き渡ってないですよ。これから、それをどういう風に町民に対して、するってことなんかちょっと詳しく教えてください。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）今回の条例改正につきましてはですね、いわゆるマイナンバー法が法改正がありまして、そこに追加の号があったことによりまして、町条例を改正するものでございまして、マイナンバーカードを普及させるための、俗にいう条例改正でございませぬ。いわゆるマイナンバー法につきましては、国の方で現在、普及に努めてまして、先日の、補正の段階でも、全国的にはあまり普及が進んでいないという状況もありますが、決してあきらめてるといいますか、そういうことでなく、引き続き、普及に努めてると国の方では考えられているようでございます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）あの、実際には、まだ、法律ができていないのでね。確定申告に行くと、税務署に行くとね、マイナンバーを書いてくださいと、書いているんですよ。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）議案に関する質問でお願いします。

○10番（橋場守議員）はい。それを普及させるような国のやる方向を、応援するようなことを是非、決めないようにしてほしいなと思って、意見だけど。

○議長（渡邊敏昭議長）今のは、直接議案には関係ありませんので。よろしいですか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご異議ありませんか。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）ちょっと、わからないのと、それから、国がどんどんマイナンバーを進めて法律を作ろうとしているんでね、それに少しでも応援するような立場に聞こえるので、反対しておきます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他にご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決する事に賛成の方は、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、議案第15号。町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議案第15号。町税条例等の一部を改正する条例について、町税条例等の一部を改正する条例を提出する。平成29年3月10日提出、町長名でございます。改正条文については、朗読を省略し、提案理由を説明いたします。今回の条例の提案につきましては、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び関係法令が交付されたことに伴います町税条例の一部改正です。主な改正点につきましては、一つとして、地方税に関わる税制抜本改革法についての措置です。地方消費税率の引上げの施行日を平成31年10月1日に変更いたします。消費税に関わる地方交付税法、法定率の変更、

地方消費税の社会保障財源分化に関わる経過措置等の所要の措置であります。二つとして、車体課税の見直し、消費税率の10%段階の措置です。自動車取得税の廃止時期、並びに自動車税及び、軽自動車税における環境性能割導入割の導入時期を、其々平成31年10月1日に延期、環境性能割の税率区分につきましては、技術開発の動向や地方財政の影響等を踏まえ、平成31年税制改正において見直し、3つ目として、地方法人課税の遍在是正（消費税率10%段階の措置）です。法人住民税、法人税割の税制改正の実施時期を延期、（平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用）、地方法人税の廃止及び法人事業税の復元の実施時期を延期、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用、法人事業税交付金制度の創設時期を延期、平成31年10月1日施行。4つ目として、住宅ローン減税です。個人消費税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長。（この措置による個人住民税の減収額は全額国庫で補てん）。これらの関係法令を改正内容を町税条例に盛り込んだものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）質問というよりね。文言の関係でちょっと教えてほしいんですが、下5・6行目の頭、同条例第19条の改正規定中「」が2つって、この意味が分からないのと、次のページも一つどっかにあったな、下の19条中の「」、これちょっとこれわからないんで、説明お願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）「」の意味ですね。2重の「」の意味ですね。

○3番（大沼恒雄議員）2重の「」と1つの「」の意味、ただの打ちミスなのか、意味があるのか。教えてもらいたい。

○議長（渡邊敏昭議長）住民生活課長。

○議長（渡邊敏昭議長）休憩取りますか。一時休憩取りますか。

○議長（渡邊敏昭議長）休憩取ります。

16時19分 休憩

16時21分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。再開いたします。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。ご指摘の、下から6行目、規定中の「」2つ並んでおりまして、そのうちの1つ目の「は、第67条の次の」で閉じて、1つ目の「は、ずーと行って最後の加えのところで」が閉じられております。続いての、第1条の2の19条中の）については、19条中ですから、この前の条文の、この

前の文言の中に、左側の（が）ございます。この条例の提案には出ておりませんが、条文中にはこの）の相手がございます。あの、ミスプリントではございません。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）わかんないけど、いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）本条例の中には、あるということで。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8、議案第23号。沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）はい。議案第23号。沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例の一部を改正する条例について、沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年3月10日提出、町長名でございます。以下、条文の朗読を省略し、提案理由についてご説明いたします。今回の条例の提案につきましては、介護保険法の改正により介護保険サービス種類や内容の中で、医療と介護の連携の強化や予防給付のうち、介護予防、訪問介護、介護予防、通所介護について、市町村ごとで行う介護予防、日常生活支援総合事業へ移行されたことに伴い、本条例の条項を整理しようとするものであります。以上説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に

入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第9、議案第24号。沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（森田秀幸園長） はい。議案第24号。沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について、沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年3月10日提出、町長名でございます。以下、条文の読み上げをを省略し、提案理由について説明いたします。今回の条例の提案につきましては、介護保険法の改正により介護保険サービス種類や内容の中で、医療と介護の連携の強化や予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、市町村ごとで行う介護予防、日常生活支援総合事業へ移行されたことに伴い、本条例の条項を整理しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(請願の審議)

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第10、請願第1号。「安全・安心の医療・介護の実現

と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」の採択をもとめる請願を議題といたします。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番(高田勲議員) 議長。

○議長(渡邊敏昭議長) はい、高田議員。

○1番(高田勲議員) 1番、高田です。請願の趣旨は十分にわかるんですが、中身を見てみますと、安心・安全の医療・介護を実現するために医師・看護師・医療技術職・介護職員を増員する事、しかもその次に患者利用者の負担軽減を図ること。これは全く相反する内容でありまして、これをどのように実現しようとしているのかを質問致します。

○議長(渡邊敏昭議長) はい。関連で他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) それでは紹介議員の橋場議員、よろしくお願いします。

○10番(橋場守議員) ちょっとどこをあれしたのか、ちょっと全然聞こえなくてね。

○1番(高田勲議員) 議長、いいですか。

○議長(渡邊敏昭議長) はい、高田議員。

○1番(高田勲議員) もう一度言います。二つ目の項目で、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員することってありますよね。あの二番で。でっかい二つ目。二枚目でいいよ。いやまあ一枚目にも同じこと書いてあるんですけども、請願書にも同じこと書いてございます。介護職の導入、一枚目にも二枚目にも同じ事書いてあるんです。

○議長(渡邊敏昭議長) 高田議員、一度休憩します。確認をしてください。

16時30分 休憩

16時30分 再開

○議長(渡邊敏昭議長) 再開致します。

○10番(橋場守議員) これはね、沼田町にやれって言ってる訳じゃないんですよ

ね。国に対しての要求であるので、どんどんね、あの介護保険、そういう介護の中身を壊してってるんで、それをやめてね、やっぱり国民の安心・安全のね、守る為にそういう医療・介護の実現する為にね、医師増やさないっていうのは、あのどんどんあれなんですよね、お医者さんがね、国民何人あたりに一人っていう他の国から見るとずっとあの日本は低いんですね。それは、国の政治として本当に医者を増やすって事をしなきゃ駄目なんです。その為にそこへお金を使って、これを実現させてくださいって、そういう請願です。それから負担軽減っていうのは、そうすればね、国の予算がなくなるって言ったけど、消費税を社会福祉の為に使うんだって最初は言ったんですね。ところが、そこは増えないでどんどん別な軍事費だとか、1, 400億かな、まあ毎年あの費用が増えていくのにね、そこを打ち切ってしまうと本当に国民の命を守る為のね、生かすためのね、予算をどんどん削ってる、それやめてくれと。沼田町の予算じゃないですからね。国に対して要求してくださいっていう事をお願いしてるんです。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。今、質問に対して説明を受けましたけども、根本がずれている。そしてこの内容によると、今日本にある介護制度、介護法自体がですね、なりたたなくなると思います。ですから本案には私は反対を致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は挙手によって行います。お諮り致します。請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手3名です。挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、請願第2号。介護保険制度の見直しを求める意見書の採択をもとめる請願についてを議題と致します。本請願についても会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）今程と同じ理由でですね、あの本当にこういう風なことは基本的にはわかるんですけども、今本当日本国で行われている介護制度がですね、あの根っこから崩壊するだろうという事で、財源の明確な指示もあのこれを充てるといってもないものですから、本件に関しては反対をさせていただきます。

○議長（渡邊敏昭議長）質疑です。

○1番（高田勲議員）ごめんなさい、間違いでした。いいです。取り消します。

○議長（渡邊敏昭議長）質疑は取り消す。はい。では他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）すいません。場所を間違って。あの今程述べた様な理由で本案に対しては反対をさせていただきます。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は挙手によって行います。お諮り致します。請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手4名で、少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。暫時休憩致します。右の時計で45分まで休憩致します。

16時35分 休憩

16時43分 再開

（日程の追加）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、再開いたします。

○議長（渡邊敏昭議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案１件、事務局よりその他２件が追加案件として提出がありました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第１２、議案第３８号。平成２８年度沼田町一般会計補正予算について、日程第１３、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第１４、議員の派遣について、以上３件を日程に追加することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第１２、議案第３８号。平成２８年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第３８号。平成２８年度沼田町一般会計補正予算について、平成２８年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２９年３月１７日提出、町長名でございます。別冊の平成２８年度沼田町一般会計補正予算（第１０号）１ページをお開き願いたいと思います。平成２８年度沼田町一般会計補正予算（第１０号）、平成２８年度沼田町の一般会計の補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。繰越明許費の補正、第１条、繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費」による。平成２９年３月１７日提出、町長名でございます。今回追加提案の補正予算につきましては、昨年９月、補正６号で議決いただきました、人口維持確保に向けた、住環境整備の取り組みとして、北１条６丁目の町有地を活用した中で、民間賃貸住宅の建築を促すための事業補助金の補助決定に伴い提案するものでございます。２ページ目をお開き願いたいと思います。第１表繰越明許費補正、追加、２款総務費１項総務管理費、事業名、民間賃貸住宅促進事業、金額２，１６０万円であります。２社より補助金の交付申請があり、交付決定を行ったところでございますが、事業の年度内完了が出来ないことから繰越明許費とするものでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について

採決いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出について)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は総務民教常任委員会から調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することに決しました。

(議員の派遣について)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は記載のとおり、平成29年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することに決しました。

(散 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成29年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時47分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

渡 邊 敏 昭

署名議員

高 田 勲

署名議員

津 川 均